



# 熊本県公報

第13013号  
令和3年(2021年)  
3月30日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 菊池都市計画下水道の事業計画変更認可…………… (下水環境課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 熊本都市計画下水道事業嘉島公共下水道事業変更認可…………… (下水環境課) 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( // ) 3
- 道路の供用開始…………… ( // ) 4
- 道路の供用開始…………… ( // ) 4
- 道路の供用開始…………… ( // ) 5
- 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部改正…………… (子ども家庭福祉課) 5
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部改正…………… (監理課) 11
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 11
- 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程…………… (危機管理防災課) 12

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出(承継)(ドラッグコスモス鏡店)…………… (商工振興金融課) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出(承継)(マルシヨク泗水店)…………… ( // ) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出(承継)(マルシヨク御船店)…………… ( // ) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出(承継)(マルシヨク八代店)…………… ( // ) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出(承継)(サンリブ本渡)…………… ( // ) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 16
- 基本測量の実施…………… (監理課) 18
- 公共測量の実施…………… ( // ) 18
- 公共測量の終了…………… ( // ) 19
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 19
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 19
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項…………… (県政情報文書課) 19

### 登 載 依 頼

- 令和3年度(2021年度)・4年度(2022年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る落札者の決定…………… (警察本部警務課) 21
- 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 21
- 熊本県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程等の一部を改正する規程…………… (内水面漁場管理委員会) 25
- 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程…………… (選挙管理委員会) 26
- 明るい選挙推進事業補助金交付要項を廃止する要項…………… ( // ) 26
- 熊本県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程…………… (議会事務局総務課) 26

## 告 示

熊本県告示第299号  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 菊池市
- 2 都市計画事業の種類 菊池都市計画下水道事業菊池公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年(1979年)3月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし。
  - (2) 使用の部分 平成27年7月熊本県告示第687号の事業地から次の区域を削除する。  
菊池市大字隈府字永瀬の一部、大字亘字村上及び字鋸町の一部、並びに字乱橋の全部、大字玉祥寺字北原の一部。

**熊本県告示第300号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社エンタープライズ	訪問看護ステーション かのん	荒尾市荒尾1921-9	令和3年(2021年)4月1日	訪問看護

**熊本県告示第301号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社エンタープライズ	訪問看護ステーション かのん	荒尾市荒尾1921-9	令和3年(2021年)4月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第302号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業嘉島公共下水道
- 3 事業施行期間 平成14年(2002年)7月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 平成29年3月31日熊本県告示第423号の事業地に、大字井寺字古閑竈並びに大字下六嘉字外輪、字琵琶甲、字西原、字尾ノ上、字百海及び字園並びに大字上仲間字中島、字前田、字塘添(リバゾン)、字居屋敷、字大名塘下、字皆本及び字上川原並びに大字上島字蔵園、字北鶴、字皆本、字岩見、字四郎丸、字野辺下、字門ノ久及び字三十六並びに大字上六嘉字荒尾、字火渡、字金畑、字丸池、字藤田、字龍福寺、字前田及び字龍ノ前並びに大字北甘木字八反畑、字涉瀬、字古屋敷及び字笈瀬並びに

大字鯉字中嶋、字杉ノ本、字浮明及び字太郎丸地内において事業地を変更する。

**熊本県告示第303号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）3月30日熊本県告示第280号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

畑村地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字畑村1029番1、1029番2、1029番3、1029番4、1028番2、1029番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1028番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第304号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町三野字城山 259番4地先から 阿蘇市一の宮町三野字阿蘇品 1294番1地先まで	前	9.9 ～ 18.8	1817.9	道路区域からの除外
		阿蘇市一の宮町三野字城山 256番2地先から 阿蘇市一の宮町三野字阿蘇品 1294番1地先まで		2.8 ～ 8.9		
		阿蘇市一の宮町三野字城山 259番4地先から 阿蘇市一の宮町三野字阿蘇品 1294番1地先まで	後	9.9 ～ 18.8	1817.9	

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）3月30日

**熊本県告示第305号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字広崎字北原 519番16地先から 同所 520番3地先まで	43.0m	社会資本整備総合交付金
		上益城郡益城町大字惣領字野添 1517番1地先から	50.0m	

	同所 1512番1地先まで	55.7m
	上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原 661番1地先から	
	同所 659番10地先まで	27.0m
	上益城郡益城町大字福富字前畑 810番1地先から	
	同所 809番3地先まで	60.0m
	上益城郡益城町大字福富字前畑 809番3地先から	
	上益城郡益城町大字惣領字木神 1528番1地先まで	
同所 1529番3地先から	51.0m	
同所 1518番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月30日

**熊本県告示第306号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 731番1地先から	29.0	社会資本整備総合交付金
		同所 721番4地先まで		
		上益城郡益城町大字福富字打出宅地 731番1地先から	45.5	
		同所 722番4地先まで		

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月31日

**熊本県告示第307号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町南田島字南田 990番1地先から	134.8	防交(改築)

	同所	983番1地先まで	
2	供用を開始する期日	令和3年(2021年)3月30日	

**熊本県告示第308号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市森北字小開 1723番2地先から 菊池市森北字後田 1732番1地先まで	300.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月30日

**熊本県告示第309号**

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和3年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項(平成4年熊本県告示第261号の14)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名押印」を、「署名」に改める。

第4条第1項中「第8条第4項」を、「第8条第5項」に改める。

第21条第1項中「第8条第5項」を、「第8条第6項」に改める。

第22条第1項第1号中「3倍」を「4倍」に改め、同項第2号中「(自動車運転免許取得のための資金を除く。)」を削り、「3倍」を「4倍」に改め、「以内」の次に「(特別貸付・自動車運転免許取得のための資金は6年以内)」を加え、同項第3号中「(自動車運転免許取得のための資金を除く。)」を削り、「3倍」を「4倍」に、「貸付を受けた期間の3倍が6年を超える場合は、」を「特別貸付・自動車運転免許取得のための資金は」に改める。

第29条中「第16条」を「第8条第4項及び第16条」に、「母子福祉資金貸付金」を「母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金」に、「母子福祉資金一時償還請求書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書」に改める。

第32条の2の表第21条第1項の項中「第8条第5項」を「第8条第6項」に、「第31条の6第5項」を「第31条の6第6項」に改める。

第32条の2の表の第29条の項中	「第16条	第31条の7にお
		条

いて準用する政令第16	を	「第8条第4項	第31条の6第4項
		第16条	第31条の7において準
			条

用する政令第16に改める。

第33条の表の第4条の項中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「第37条第4項」を「第37条第5項」に改める。

第33条の表の第21条第1項の項中「第8条第5項」を「第8条第6項」に、「第37条第5項」を「第37条第6項」に改める。

第33条の表の第29条の項中	「第16条	第
		る

38条において準用す  
政令第16条

「  
を  
」

第8条第4項  
第16条

第37  
第38  
る政令

条第4項  
条において準用す  
第16条

に改める。

別表(第34条関係)の書類の欄中「母子福祉資金一時償還請求書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書(大学修学支援用)」に、「父子福祉資金一時償還請求書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書」に、「寡婦福祉資金一時償還請求書」を「削除」に改め、様式の欄中「別記第44号様式その3」を「削除」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。  
別記第10号様式の注意以外の部分中の「印」を削り、同様式注意中「届出人欄に氏名  
を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。

別記第11号様式及び別記第15号様式中「印」を削る。  
別記第18号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第19号様式中「印」を削る。

別記第20号様式中の注以外の部分中の「印」を削り、同様式の注を削る。

別記第22号様式中の注以外の部分中の「印」を削り、同様式の注を削る。

別記第23号様式中「印」を削る。

別記第26号様式その1を次のように改める。  
別記第26号様式その1

母子（父子・寡婦）福祉資金在学等届

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

現在の状況を下記のとおり届け出ます。

記

1 借受者住所、氏名

住所

氏名

2 資金種類、貸付番号

資金種類

貸付番号

3 修学（修業、技能習得）している者の氏名

( 年 月 日 生まれ)

4 在学（在籍）学校、施設名

( ) 科 学年 年

( 年 月 日 卒業見込み)

5 出席状況

前年度の要出席日数 日

前年度の実出席日数 日

6 月謝等の納入状況（○を付けてください。）

滞納なし

滞納あり ( カ月分)

7 公的奨学金の状況（○を付けてください。）

他の公的奨学金は受けていない

他の公的奨学金を受けている (資金名 )

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校（施設）長名

印

別記第26号様式その2中「印」を削る。  
別記第27号様式、別記第28号様式及び別記第31号様式中「印」を削る。  
別記第34号様式を次のように改める。

別記第34号様式

母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者住所

氏名

下記のとおり母子（父子・寡婦）福祉資金償還金の支払を猶予して下さるよう申請します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の償還期間及び償還方法  
年 月から 年 月まで 回払い（年賦、半年賦、月賦）
- 4 支払の猶予を申請する期間  
年 月分から 年 月分まで（ 年 箇月間）
- 5 猶予の理由  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第 号に該当するため  
（具体的理由）

別記第37号様式中「印」を削る。  
 別記第40号様式の(注)以外の部分中の「印」を削り、同様式の(注)を削る。  
 別記第41号様式中「印」を削る。  
 別記第44号様式その1及び別記第44号様式その2を次のように改める。

別記第44号様式その1

第 号  
 年 月 日

様

熊本県知事

印

母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書  
 (大学修学支援用)

あなたに貸し付けております母子福祉資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項(第31条の6第4項、第37条第4項)の規定に該当しますので一時償還されるよう請求します。

記

- |          |    |
|----------|----|
| 1 資金種類   | 資金 |
| 2 貸付番号 第 | 号  |
| 3 貸付金額 [ | 円] |
| 4 償還額 [  | 円] |
| 5 償還期限 [ | ]  |
| 6 納入方法 [ | ]  |

別記第44号様式その2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 母子（父子・寡婦）福祉資金一時償還請求書

あなたに貸し付けております父子福祉資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条第 号(第31条の7及び第38条において準用する同令第16条 号)の規定に該当しますので一時償還されるよう請求します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付金額 合計 円
- 4 貸付金額のうち償還済額
  - 元金 円、利子 円 合計 円
- 5 一時償還すべき金額
  - 元金 円、利子 円 違約金 円
  - 合計 円
- 6 納入期限 年 月 日
- 7 納入方法

納入通知書により、指定金融機関（収納代理金融機関）へ納入してください。

別記第45号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の改正による熊本県母子(父子・寡婦)福祉資金貸付要項の規定は、施行の日以後の申請に係る母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金(貸付金)の貸付については適用し、同日前の申請に係る母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金(貸付金)の貸付についてはなお従前の例による。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)この要項の第4項、第31条の6第4項及び第37条第4項の規定に基づく一時償還は、資金及び父子就学支度資金並びに寡婦修学資金及び寡婦就学支度資金のうち、当該資金の貸付けを受けた者又はその者以外で当該資金の貸付けによる修学の支に該当する額は入学するものが令和2年4月1日以後に受ける大学等に於ける修学の支に相当する額についても適用する。

3 この要項の施行の際現に改正前の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県告示第310号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第4項」を「第5項」に改める。

第7条の2第3項を次のように改める。

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があるとき認められなかったか、又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負金額の10に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があるとき認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負金額の100分の5に相当する額

第10条第4項中「第4項」を「第2項」に改める。

第36条ただし書中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第45条に見出しとして「(談合その他不正行為による発注者の解除権)」を付する。

附 則

この約款は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県告示第311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠霜原 1782番1地先から 下益城郡美里町早楠鷹羽重 1645番1地先まで	前	6.2 ～ 36.3	254.0	活力創 出基盤 交付金
			後	11.6 ～ 36.3		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)3月30日

**熊本県告示第312号**

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程  
熊本県防災行政無線管理規程（昭和53年熊本県告示第1038号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「別記第1号様式（第26条関係）」を「別記第1号様式（第27条関係）」に改め、「印」を削る。

別記第2号様式中「別記第2号様式その1（第27条関係）」を「別記第2号様式（第28条関係）」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**公 告****熊本県公告第204号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス鏡店  
八代市千丁町太牟田字平島2290番3 外
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
令和3年（2021年）2月18日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（承継前）三井住友ファイナンス&リース株式会社  
代表取締役 橘 正喜  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
（承継後）株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
1,498平方メートル
- 5 届出年月日  
令和3年（2021年）2月26日

**熊本県公告第205号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルシヨク泗水店  
菊池市泗水町大字豊水3359番地1 外23筆
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
平成29年（2017年）9月1日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（承継前）株式会社マルシヨク  
代表取締役 菊池 俊勝  
大分県大分市東春日町13番11号  
（承継後）株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
4,100平方メートル
- 5 届出年月日  
令和3年（2021年）2月12日

**熊本県公告第206号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルシヨク御船店  
上益城郡御船町辺田見中道359番 外
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
平成29年（2017年）9月1日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（承継前）株式会社マルシヨク  
代表取締役 菊池 俊勝  
大分県大分市東春日町13番11号  
（承継後）株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
1,342平方メートル
- 5 届出年月日  
令和3年（2021年）2月12日

**熊本県公告第207号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルシヨク八代店  
八代市本町一丁目7番59号
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
平成29年（2017年）9月1日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（承継前）株式会社マルシヨク  
代表取締役 大久保 和彦  
大分県大分市東春日町13番11号  
（承継後）株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
2,660平方メートル
- 5 届出年月日  
令和3年（2021年）2月12日

**熊本県公告第208号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンリブ本渡  
天草市栄町7番34号
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
平成20年（2008年）9月1日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（承継前）榎本産業株式会社  
代表取締役 榎本 正志  
天草市栄町7番34号  
（承継後）株式会社天草DO  
代表取締役 榎本 幸一郎

- 天草市港町22番6号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
5,073平方メートル
  - 5 届出年月日  
令和3年(2021年)2月12日

**熊本県公告第209号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字東畑2887番1、同2888番1及び同2889番  
4,909.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市御代志713番13  
社会福祉法人合志福祉会

**熊本県公告第210号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下980番1
小路 信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1531番2
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1734番1ほか2筆
西山 憲子	玉名郡長洲町上沖洲	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2950番1
西山 憲子	玉名郡長洲町上沖洲	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2948番1

- 2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月23日

**熊本県公告第211号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下926番ほか9筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字竹ノ下142番2ほか2筆〕
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1358番2ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字轟立144番1〕
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下899番ほか

		1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字野添122番1〕
内村 武志	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字靄立1380番 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字靄立125番1〕
池上 有平	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下955番ほか 3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字野添118番ほか2 筆〕
瀬崎 正信	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下937番ほか 2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字竹ノ下140番1〕
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下905番ほか 15筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字竹ノ下140番2ほ か2筆〕
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字靄立1387番ほか 2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字靄立124番1〕
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下940番ほか 3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字靄立145番〕
本田 敏弘	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下954番ほか 8筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字靄立126番2ほか 1筆〕
元田 照男	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1365番ほか 2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字野添121番1ほか 1筆〕
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1345番 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字野添121番2〕
米村 厚	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1359番2ほ か3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字靄立128番〕
米村 君人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1356番ほか 1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字靄立126番1〕
森田 嘉一	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字靄立1391番ほか 2筆

		〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字轟立123番1〕
井上 哲野	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下945番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字竹ノ下141番2〕
池上 功	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1360番ほか7筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字轟立146番2ほか2筆〕
西川 健吾	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下961番ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字竹ノ下138番1ほか1筆〕
植田 秀隆	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下943番ほか3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字竹ノ下143番4ほか2筆〕
池上 正	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下906番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字轟立146番1〕
池上 正	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下922番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字竹ノ下143番1〕

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月23日

**熊本県公告第212号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社岩本文尚堂	人吉市九日町	人吉市上原田町字尾崎字濁池1491番
加賀 徹	球磨郡山江村山田乙	人吉市願成寺町字境松1762番1ほか10筆
赤池 嗣矢	人吉市赤池水無町	人吉市七地町字南目757番1ほか2筆
赤池 静男	人吉市赤池水無町	人吉市赤池水無町字谷川内1141番
伊津野 浩之	人吉市上戸越町	人吉市下永野町字八峯66番1ほか20筆
農事組合法人島津牧場	人吉市上薩摩瀬町	人吉市下原田町字嵯峨里字丸山1745番ほか5筆
井口 正利	人吉市井ノ口町	人吉市上原田町字牛塚字西ノ原436番
久本 義孝	人吉市井ノ口町	人吉市井ノ口町字薄原618番1ほか1筆
久本 義孝	人吉市井ノ口町	人吉市井ノ口町字薄原618番3ほか1筆

牛塚 敬一郎	人吉市上原田町牛塚	人吉市井ノ口町字薄原659番ほか1筆
農事組合法人楠浦宮農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字仁田久保9144番1ほか1筆
農事組合法人楠浦宮農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字鬼塚9366番1ほか1筆
田中 大地	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字金ノ入1482番
田中 大地	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字山口3235番1
小川 夏生	天草市志柿町	天草市志柿町字萩ノ平4913番26
山形 敏雄	天草市五和町二江	天草市下浦町字百田4823番ほか1筆
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3054番5
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字新山2331番1ほか2筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字樋ノ河内2129番2ほか1筆
山下 修	天草市倉岳町宮田	天草市倉岳町宮田字外友236番1ほか25筆
株式会社愛らん農園	天草市河浦町今富	天草市河浦町今富字二反田2769番ほか1筆
株式会社愛らん農園	天草市河浦町今富	天草市河浦町路木字下浜田3060番113ほか2筆
橋本 正寛	天草市河浦町宮野河内	天草市河浦町宮野河内字城作3470番
上原 豊	天草市河浦町宮野河内	天草市河浦町宮野河内字城作3466番1ほか4筆
中野 末義	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字井手4325番1ほか1筆
中野 末義	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下拾落4358番4
柴田 和弘	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字七ツ江3236番1ほか26筆
元島 浩継	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字池田1199番ほか5筆
今福 勝喜	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3094番ほか2筆
出田 千恵子	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3135番4ほか2筆
中川 由美子	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字榎木丸3871番2ほか5筆
福永 義治	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3053番15ほか1筆
福永 清徳	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3135番5ほか5筆
岡田 芳尚	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3190番5ほか5筆
高濱 恵子	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3128番4ほか5筆
福永 芳成	天草市有明町下津浦	天草市有明町上津浦字平山4967番ほか12筆
萩原 真一	天草市有明町赤崎	天草市有明町下津浦字釜3030番25
小島 太	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字境ノ松4931番1
柴田 和弘	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字砂尾2526番3

福永 義治	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3130番7ほか1筆
吉田 幸範	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3044番1
福永 義治	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3123番4
樋口 秀則	天草市河浦町今田	天草市河浦町河浦字下新田1828番5ほか1筆
仁田 富男	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原1714番2ほか11筆
小林 勝一	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸590番2ほか2筆
濱崎 吉晴	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4254番ほか1筆
濱崎 良一	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4285番ほか1筆
平野 昭弘	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字飛渡491番1ほか15筆
山下 政則	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4187番ほか1筆
嶋田 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字下新田1826番6ほか7筆
金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1794番4ほか22筆
井口 義博	天草市本渡町広瀬	天草市河浦町久留字広浦4018番2
金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字長深884番
嶋田 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字下新田1826番4
平野 直美	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字下古里168番1
濱崎 吉晴	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4289番
濱崎 吉晴	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4219番
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	天草市下浦町字上湯貫新田201番1ほか28筆
株式会社天草元気ファーム	天草市栖本町馬場字白洲	天草市下浦町字上湯貫新田179番ほか9筆

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月23日

**熊本県公告第213号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量(国土広域情報修正)	令和3年(2021年)4月1日から 令和4年(2022年)3月31日まで	熊本県全域

**熊本県公告第214号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和3年（2021年） 4月1日から 令和4年（2022年） 3月31日まで	熊本県全域

**熊本県公告第215号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮影）	令和2年（2020年） 8月1日から 令和3年（2021年） 3月10日まで	菊陽町全域

**熊本県公告第216号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字小黒松3561番1及び3561番2  
1,755.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区長嶺西一丁目3番10号  
株式会社永伸

**熊本県公告第217号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字東原4414番197  
330.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋2696番地758パストガーデンみずき台A棟1号  
森 和久  
森 智佳子

**熊本県公告第218号**

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項  
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）  
の一部を次のように改正する。

- 第2の1の（1）を次のように改める。  
（1）新しいくまもと創造に向けた基本方針（以下「基本方針」という。）  
第2の1（2）中「基本方針」を「方針」に、「基本計画等」を「計画等」に改める。  
第2の1（3）中「4カ年戦略」を「基本方針」に改める。  
別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
	熊本地震震災ミュージアム基本計画
総務部	熊本県公共施設等総合管理計画
	熊本県消防力強化推進計画
企画振興部	熊本県国土強靱化地域計画
	第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略
	令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン
	熊本県土地利用基本計画(第5次熊本県国土利用計画)
	新熊本県土地対策要綱
	第七次水保・芦北地域振興計画
	宇土天草地域半島振興計画
	熊本県山村振興基本方針
	熊本県離島振興計画
	熊本県文化振興基本方針
	ふるさと五木村づくり計画
	『大空港構想Next Stage』(熊本都市圏東部地域グランドデザイン)
	熊本県地域公共交通計画
	熊本県情報化推進計画
	熊本県情報化推進計画
健康福祉部	第7次熊本県保健医療計画
	第3期熊本県地域福祉支援計画
	熊本県感染症予防計画
	熊本県新型コロナウイルス等対策行動計画
	第3次熊本県動物愛護推進計画
	第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」
	くまもと子ども・子育てプラン
	熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)
	第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画
	熊本県社会的養護推進計画
	熊本県やさしいまちづくり推進指針
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」
	第6期熊本県障がい福祉計画及び第2期熊本県障がい児福祉計画
	熊本県地域医療構想
	第4次くまもと21ヘルスプラン(第4次熊本県健康増進計画)
	第3次熊本県健康食生活・食育推進計画(くまもと食で育む命・絆・夢プラン)
	第4次熊本県歯科保健医療計画
	第3次熊本県がん対策推進計画
	第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画
熊本県国民健康保険運営方針	
環境生活部	第三次熊本県環境基本指針
	第五次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画
	熊本県野生動物の多様性保全基本方針
	第12次鳥獣保護管理事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県廃棄物処理計画(第5期:令和3年~7年度)
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第5次熊本県食の安全安心推進計画
	第10次熊本県交通安全計画
	第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	第5次熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
熊本県人権教育・啓発基本計画(第4次改訂版)	
商工労働部	熊本県産業成長ビジョン
	第2次熊本県総合エネルギー計画
観光戦略部	ようこそくまもと観光立県推進計画
	くまもと国際化総合指針
	くまもとハロープログラム(国際スポーツ大会を通じたレガシー構築プログラム)
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産基本計画
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
土木部	地域森林計画
	第3次熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	くまもと生活排水処理構想2016
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
	第2期熊本県高齢者居住安定確保計画(くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン)
備考	この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。

附 則  
この要項は、令和3年4月1日から施行する。

**登載依頼**

**熊本県警察本部公告第23号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。  
令和3年（2021年）3月30日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和3年度（2021年度）・4年度（2022年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部警務部警務課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年（2021年）2月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
住友三井オートサービス株式会社 営業推進部
- 5 落札金額  
152,401,656円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和3年（2021年）1月15日

**熊本県公営企業管理規程第2号**

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年（2021年）3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局会計規程（昭和39年熊本県電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

- 目次中  
「第3節 随意契約（第90条の2－第91条）」  
を  
「第3節 随意契約（第90条の2－第91条の2）」  
に改める。
- 第26条中「払込書（別記第25号様式）により」を削る。  
第69条の2の次に次の1条を加える。  
（実地照合）  
第69条の3 総務経営課長は、毎事業年度1回以上固定資産について固定資産台帳と実地に照合しなければならない。
- 第80条第7項各号を次のように改める。  
（1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。  
（2）一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第167号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第91条の2及び第94条並びに第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第91条の2及び第94条並びに第95条において同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 第91条第1項第4号中「災害」の次に「及び事故」を加える。  
第6章第3節中第91条の次に次の1条を加える。  
（見積書の省略）  
第91条の2 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかか

ならず、見積書を徴することを要しない。

(1) 郵便切手、郵便はがき、印紙、証紙その他法令等により価格が定められているものを購入するとき。

(2) 契約の相手方が国、地方公共団体その他これらに準ずるものである場合において、見積書を徴しなくても支障がないと認めるとき。

第94条第1項後段を次のように改める。

ただし、契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、請書を徴しなければならない。

第94条第1項中第2号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 次の団体と契約を締結しようとするとき。

ア 国又は地方公共団体

イ 公共組合

ウ 国及び地方公共団体の全額出資に係る特殊法人

エ 国及び地方公共団体の全額出資に係る一般社団法人又は一般財団法人

第94条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 競り売りに付するとき。

第95条第5項第1号中「熊本」を削り、同項第3号を次のように改める。  
(3) 自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第95条第5項第6号から第9号までの削り、同項に次の1号を加える。

(6) 次に掲げる随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア 契約金額が100万円以下であるとき、又は、契約書において契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の違約金を支払う旨の定めをするとき。

イ 第94条第1項第4号に規定する団体又は公共的団体と契約を締結するとき。  
ウ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る役務の提供を受ける契約を締結するとき。

エ 主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結するとき。

オ 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入の契約を締結するとき。

カ 放送、広告、調査、研究、鑑定、評価又は訴訟等を委託するとき。

附則(令和2年9月4日公営企業管理規程第12号)の改正

附則を次のように改める。

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1中

雑収益	公舎貸付料	
	諸貸付料	
	その他雑収益	

を

雑収益	公舎貸付料	
	諸貸付料	
	その他雑収益	
繰延運営権対価収益		
運営権者更新投資収益		

に、

その他負担金		
--------	--	--

を

運営権者負担金		
その他負担金		

に、

	仮設備費	
--	------	--

を、

		仮設備費	
運営権者更新投資	運営権者更新投資		

に、

工業用水道調査費	調査費		
	総係費		
	仮設備		

を

工業用水道調査費	調査費		
	総係費		
	仮設備		
運営権者更新投資	運営権者更新投資		

に、

有料駐車場調査費	調査費		
	総係費		
	仮設備		

を

有料駐車場調査費	調査費		
	総係費		
	仮設備		
運営権者更新投資	運営権者更新投資		

に改める。

別表第2中

雑収益	公舎貸付料	
	諸貸付料	
	その他雑収益	
	材料売却収益	
	産物売却収益	
	手数料	

を

雑収益	公舎貸付料	
	諸貸付料	
	その他雑収益	
	材料売却収益	
	産物売却収益	
	手数料	
繰延運営権対価収益		
運営権者更新投資収益		

に、

その他負担金	
--------	--

を

運営権者負担金	
その他負担金	

に、

「

業務設備	企業局	土地		
		建物	鉄筋コンクリート造	
			れんが造	
			ブロック造	
			木造	

」

を

「

業務設備	企業局	土地		
		建物	鉄筋コンクリート造	
			金属造	
			れんが造	
			ブロック造	
木造				

」

に、

「

その他固定負債	雑固定負債	企業局		
---------	-------	-----	--	--

」

を

「

その他固定負債	長期未払金	企業局		
	雑固定負債	企業局		

」

に、

「

長期前受金	長期前受金	企業局		
	長期前受金収益化累計額（借方）	企業局		

」

を

「

繰延収益	長期前受金	企業局		
	長期前受金収益化累計額（借方）	企業局		
	繰延運営権対価	企業局		
	繰延運営権対価収益化累計額（借方）	企業局		
	運営権者更新投資	企業局		
	運営権者更新投資収益化累計額（借方）	企業局		

」

に、

「

その他固定負債	雑固定負債	工業用水道		
---------	-------	-------	--	--

」

を

「

その他固定負債	長期未払金	工業用水道		
	雑固定負債	工業用水道		

」

に、

「

長期前受金	長期前受金	工業用水道	国庫補助金		
			一般会計補助金		
			その他補助金等		
	長期前受金収益化累計額（借方）	工業用水道	国庫補助金		
			一般会計補助金		
			その他補助金等		

」

を

「繰延収益	長期前受金	工業用水道	国庫補助金		
			一般会計補助金		
			その他補助金等		
	長期前受金収益化累計額（借方）	工業用水道	国庫補助金		
			一般会計補助金		
			その他補助金等		
	繰延運営権対価	工業用水道			
	繰延運営権対価収益化累計額（借方）	工業用水道			
	運営権者更新投資	工業用水道			
	運営権者更新投資収益化累計額（借方）	工業用水道			

に、

「その他固定負債	雑固定負債	有料駐車場			
----------	-------	-------	--	--	--

を

「その他固定負債	長期未払金	有料駐車場			
	雑固定負債	有料駐車場			

に、

「長期前受金	長期前受金	有料駐車場			
	長期前受金収益化累計額（借方）	有料駐車場			

を

「繰延収益	長期前受金	有料駐車場			
	長期前受金収益化累計額（借方）	有料駐車場			
	繰延運営権対価	有料駐車場			
	繰延運営権対価収益化累計額（借方）	有料駐車場			
	運営権者更新投資	有料駐車場			
	運営権者更新投資収益化累計額（借方）	有料駐車場			

に改める。

別記第25号様式を次のように改める。

別記第25号様式 削除

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号**

熊本県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程等の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月30日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男

熊本県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程等の一部を改正する規程

（熊本県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正）

第1条 熊本県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年3月14日内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年熊本県規則第4号）の規定」を「知事に係る申請、届出その他の手続き等に関する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」に改める。

（熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

第2条 熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年3月30日内水面漁場管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第2号中「第74条」を「第128条」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**熊本県選挙管理委員会告示第11号**

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程  
政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程(昭和57年11月4日熊本県選挙管理委員会告示第20号)の一部を次のように改正する。  
別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式備考第2号中「候補者」を「候補者等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

3 候補者等本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式備考に次の1号を加える。

3 代表者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

**熊本県選挙管理委員会告示第12号**

明るい選挙推進事業補助金交付要項を廃止する要項を次のとおり定める。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

明るい選挙推進事業補助金交付要項を廃止する要項  
明るい選挙推進事業補助金交付要項(昭和62年8月4日熊本県選挙管理委員会告示第531号)は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

**熊本県議会告示第5号**

熊本県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県議会議長 小 早 川 宗 弘

熊本県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程  
熊本県議会行政文書管理規程(平成24年熊本県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「の受領印を徴したうえで直接配布しなければ」を「に直接配布し、文書取扱主任にその受領を確認させなければ」と改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。